

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 10 月 29 日

株主及び登録株式質権者各位

東京都中央区銀座六丁目 2 番 10 号
オエノンホールディングス株式会社
代表取締役社長 長井 幸夫

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）の施行日に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当社の株式を株券電子化後に機構が取り扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づいて同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 当社は、決済合理化法の施行日における同法附則第 8 条第 1 項第 1 号に定める通知対象株主等について、同法の施行日後、機構に対して同法附則第 8 条第 5 項の定める事項を通知いたします。
2. 当社が決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段の規定により口座の開設の申出をし、特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社

なお、既に証券会社等を通じて機構に株券を預託されている株主および質権者の皆様につきましては、施行日後も、当該証券会社等の口座に株式が記録され、特別口座は開設されません。

以上